特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則（平成二十七年農林水産省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（登録標章の様式） **第四条**　法第四条第一項の農林水産省令で定める標章は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式のとおりとする。 一　カラーの標章を使用する場合　様式一 二　モノクロームの標章を使用する場合　様式二 三　単色の標章を使用する場合　様式三 （登録標章の使用） **第四条の二**　法第三条第二項第一号の農林水産物等又はその包装等において、登録に係る特定農林水産物等に地理的表示を使用する者が登録標章を使用するときは、登録標章が当該特定農林水産物等以外のものに使用されていると誤認されないよう、当該特定農林水産物等に係る地理的表示又はその写真その他の資料と一体的に使用するものとする。 （登録の申請書の記載事項等） **第五条**　法第七条第一項第七号の農林水産物等を特定するために必要な事項は、次に掲げる事項とする。 一　（略） 二　申請農林水産物等の特性が確立したものであることの理由 2～4　（略） （学識経験者からの意見聴取） **第九条**　農林水産大臣は、法第十一条第一項の規定により学識経験者の意見を聴くときは、次条第一項の学識経験者委員会において、当該委員会を組織する委員及び専門委員の意見を聴くものとする。 （学識経験者委員会） **第十条**　学識経験者委員会は、学識経験者のうちから農林水産大臣が選任した委員をもって組織する。 2　前項の委員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。 3　農林水産大臣は、専門の事項について、意見を聴く必要があるときは、学識経験者委員会に専門委員を置くことができる。 （登録に係る公示事項） **第十三条**　法第十二条第三項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～七　（略） 八　登録に係る特定農林水産物等の特性が確立したものであることの理由 九～十三　（略）	（登録標章の様式） **第四条**　法第四条第一項の農林水産省令で定める標章は、別表の上欄に掲げる農林水産物等又はその包装等の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に定める様式のとおりとする。 （新設） （新設） （新設） （新設） （登録の申請書の記載事項等） **第五条**　法第七条第一項第七号の農林水産物等を特定するために必要な事項は、次に掲げる事項とする。 一　（略） 二　申請農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績 2～4　（略） （学識経験者からの意見聴取） **第九条**　農林水産大臣は、法第十一条第一項の規定により学識経験者の意見を聴くときは、次条第一項の学識経験者の名簿に記載されている者の意見を聴くものとする。 （学識経験者の名簿） **第十条**　農林水産大臣は、学識経験者を選定して、学識経験者の名簿を作成し、これを公表するものとする。 2　前項の名簿の有効期間は、当該名簿を公表した日から二年とする。 3　第一項の名簿は、これを変更することができる。この場合においては、変更後の名簿の有効期間は、前項の規定にかかわらず、変更前の名簿の有効期間が満了する日までの期間とする。 （登録に係る公示事項） **第十三条**　法第十二条第三項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～七　（略） 八　登録に係る特定農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績 九～十三　（略）